

特定鳥獣(カワウ)の保護及び管理に係る研修会

研修資料

この研修資料は、下記の研修のために使用されたものです。

そのため、情報が古い場合があります。

また、Webでの掲載のために一部修正や削除、構成の変更をしているものがあります。

平成30年度特定鳥獣(カワウ)の保護及び管理に係る研修会

対 象: 都道府県もしくは市町村の鳥獣及び水産等行政担当者

開 催 日: 2018年8月22日(水)～8月24日(金) 2泊3日

場 所: 府中市市民活動センター プラッツ

講師と科目 : 加藤ななえ(カワウの生態と生息状況)

: 鎌田憲太郎(鳥獣保護管理関連の法制度等)

: 鈴木信一(水産庁によるカワウ被害対策について)

: 高木憲太郎(カワウの個体群管理の考え方)

: 山本麻希(個体群管理事例 ～新潟県～)

: 芦澤晃彦(個体群管理事例 ～山梨県～)

: 加藤洋(個体群管理事例 ～紀伊長島鳥獣保護区～)

: 高木憲太郎(個体群管理事例 ～広島県～)

: 山本麻希(グループワークの目標と進め方)

: 加藤洋(個体数調整の現状と最新技術)

: 坪井潤一(分布管理の現状と最新技術)

室内実習: グループワーク: 都道府県や市町村におけるカワウ管理の課題整理と対策立案

実習指導: 山本麻希、芦澤晃彦、坪井潤一、加藤洋、高木憲太郎、加藤ななえ

鳥獣保護管理法概論

環境省鳥獣保護管理室

1. 鳥獣保護管理法

【社会の変化とともに鳥獣法も、変わりました。】

- ・ 鳥獣保護管理法の変遷
 - ・ 鳥獣保護管理法の体系
- 鳥獣保護管理法における国と都道府県の役割分担

2. 鳥獣の捕獲

【混同していませんか？「狩猟と許可捕獲」、指定管理鳥獣捕獲等事業って何？】

- ・ 鳥獣の捕獲等の禁止（法第 8 条：鳥獣の捕獲等の禁止）
- ・ 狩猟（法第 55 条：狩猟者登録）
- ・ 被害防止目的の捕獲・数の調整目的の捕獲（法第 9 条：鳥獣の捕獲等の許可）
- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業（法第 14 条の 2：指定管理鳥獣捕獲等事業-第 8 項：第 8 条の適用除外、第 9 項：第 9 条第 1 項みなし規定）

3. 鳥獣保護管理事業計画、第二種特定鳥獣管理計画

【なぜ、複数の計画があるのでしょうか？ カワウの管理にどう関係するの？→狩猟の規制を変えたり、捕獲許可の出し方を変えることでカワウを管理する方法と、それでは対応できない部分を解説します。】

- ・ 狩猟の適正化：狩猟規制（法第 12 条：対象狩猟鳥獣の捕獲の禁止・制限-第 1 項第 1 号：区域・期間を定めての禁止、第 1 項第 2 号：区域・期間を定めての数の制限、第 1 項第 3 号：狩猟鳥獣の「保護」に支障を及ぼすものとして禁止猟法の設定-第 2 項：都道府県知事による禁止・制限の上積み（第 5 項：第 9 条第 1 項許可は適用除外、第 6 項：都道府県知事の禁止・制限についても準用）
- ・ 許可基準（第 9 条第 3 項：許可しなければならない規定（捕獲目的の適合、鳥獣の保護に重大な支障がない、第二種特定鳥獣管理計画に係る「管理」に重大な支障がない）第 3 条：基本指針（国による許可基準の考え方の設定）、第 4 条：鳥獣保護管理事業計画（都道府県による許可する条件を設定）
- ・ 許可条件（第 9 条第 5 項：第二種特定鳥獣の管理、住民の安全の確保等のため許可に条件を付すことができる。）
- ・ 鳥獣保護管理の 3 本柱（個体数管理、生息環境管理、被害防止対策）
- ・ 第二種特定鳥獣に係る特例（法第 14 条第 1 項：特例休猟区の指定、第 2 項：狩猟期間の延長、）

4. 指定管理鳥獣捕獲等事業

【なぜ、カワウは指定管理鳥獣ではないの？】

- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業の仕組み
- ・ 交付金事業の創設
- ・ 指定管理鳥獣の指定
- ・ 認定鳥獣捕獲等事業者

5. カワウの広域保護管理

【国の役割、都道府県の役割をカワウの広域的な管理の視点から整理】

- ・ 広域管理指針の策定
- ・ 広域協議会の設置

平成30年度特定鳥獣（カワウ）の保護・管理に係る研修会

鳥獣保護管理関連の法制度等

平成30年8月22日
環境省 自然環境局野生生物課 鳥獣保護管理室

鳥獣保護管理法制の沿革

○ 我が国における鳥獣法制は、その時代時代により変化する多様な要請を受け、公共の安寧秩序の維持に重点を置いたものから、鳥獣の保護管理にも重点を置いた制度に見直し。

明治6年 **鳥獣規則の制定**
・銃猟のみ規制の対象
・銃猟の免許鑑札制
・銃猟期間を10月15日～翌年4月15日まで
・日没から日出までの間、人家が密集している場所等での銃猟を禁止

明治25年 **狩猟規則の制定**
・猟具の規制範囲に、網猟、わな猟を追加
・捕獲を禁止する保護鳥獣15種を指定

明治28年 **狩猟法の制定**
・職猟と遊猟の区別を廃止

大正7年 **狩猟法の制定(全部改正)**

現行法の骨格が完成
保護鳥獣の指定から**狩猟鳥獣の指定**
保護鳥獣の販売、保護鳥のひな、卵の採取・販売を禁止

昭和25年 **狩猟法の改正**
・鳥獣保護区制度の創設
・保護鳥獣の飼養許可証制度の導入

昭和38年 **鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(改称)**
・鳥獣保護思想の明確化
・鳥獣保護事業計画制度の創設

(※ 昭和46年 林野庁から環境庁に移管)

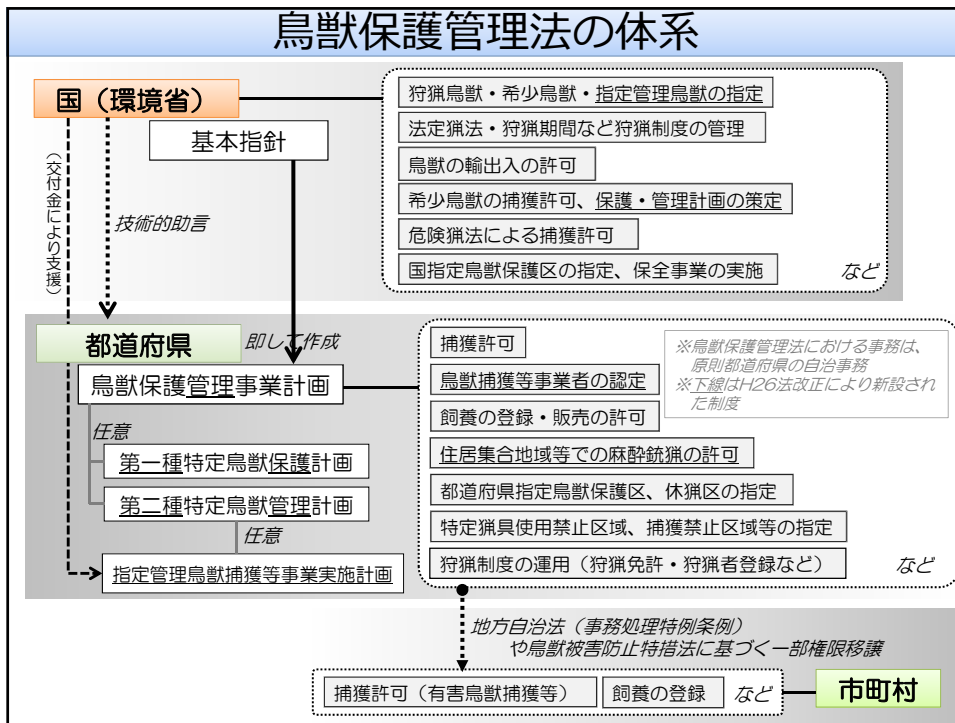
平成11年 **鳥獣保護法の改正**
・特定鳥獣保護管理計画制度の創設
・国と都道府県の役割の明確化

平成14年 **鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の制定(ひらがな化)**
・指定猟法禁止区域制度の創設
・捕獲鳥獣の報告を義務化

平成18年 **鳥獣保護法の改正**
・網・わな免許の分離
・鳥獣保護区における保全事業の実施
・輸入鳥獣の標識制度の導入

(※ 平成19年 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律
・市町村への捕獲許可権限の委譲)

平成26年 **鳥獣保護法の改正**
・鳥獣の管理の強化
・指定管理鳥獣捕獲等時用の創設
・認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入



鳥獣の捕獲 枠組みの違い

○ 鳥獣保護管理法では、狩猟と許可捕獲を除き、野生鳥獣の捕獲は原則禁止。
○ 有害捕獲や個体数調整、学術研究等の目的で捕獲する場合は、都道府県知事等の許可が必要。

分類	狩猟 (登録狩猟)	狩猟（登録狩猟）以外			
		許可捕獲			指定管理鳥獣捕獲等事業
		学術研究、鳥獣の保護、その他	鳥獣の管理（有害捕獲）	鳥獣の管理（個体数調整）	
目的		学術研究、鳥獣の保護、その他	農林業被害等の防止	生息数または生息範囲の抑制	
対象鳥獣	狩猟鳥獣(48種) ※卵、ひなを除く	鳥獣及び卵		第二種特定鳥獣	指定管理鳥獣 (ニホンシカ・イノシシ)
捕獲方法	法定猟法	法定猟法以外も可 (危険猟法等については制限あり)			
実施時期	狩猟期間	許可された期間 (通年可能)			事業実施期間
実施区域	鳥獣保護区や休猟区等の狩猟禁止の区域以外	許可された区域			事業実施区域
実施主体	狩猟者	許可申請者	市町村等	都道府県等	都道府県 国の機関
捕獲実施者		許可された者			認定鳥獣捕獲等 事業者等
必要な手続き	狩猟免許の取得 狩猟者登録	許可の取得			事業の受託

鳥獣の保護管理

特定計画（第一種特定鳥獣保護計画・第二種特定鳥獣管理計画）

○ 著しく増加又は減少した野生鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえ、都道府県が、明確な保護又は管理の目標を設定し、総合的な対策を実施。地域個体群の長期にわたる安定的維持を図る。

計画達成のための三本柱

- 個体数管理
- 生息環境管理
- 被害防除対策

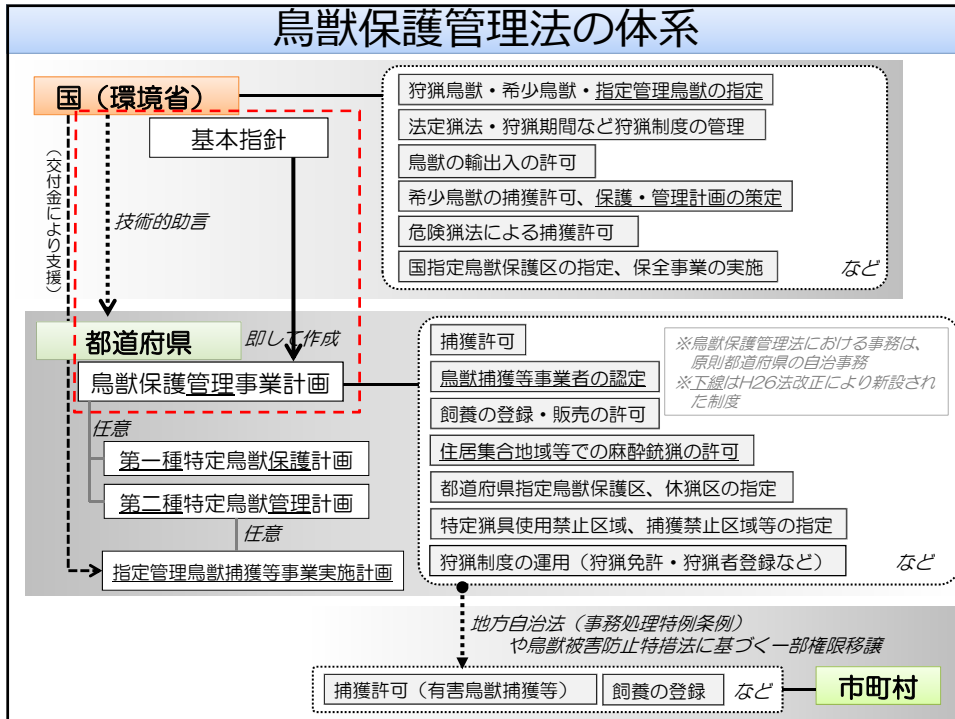
広域保護管理（広域指針・広域協議会）

○ 単独の都道府県による特定計画の作成と実施だけでは安定的な地域個体群の維持や十分な被害対策が望めない場合には、国は都道府県と連携してこれまでの取組事例を踏まえ、広域指針の作成に努める。

広域保護管理

- 広域指針の作成及び見直し
- 多様な主体の参加した広域協議会の設置

鳥獣保護管理法の体系



鳥獣保護事業計画（昭和38年改正）

【国（農林省）】

農林大臣が、中央鳥獣審議会の意見を聞き、基準を定める



【都道府県】

都道府県知事が、農林大臣の定める基準に従い、鳥獣保護事業計画をたてる



鳥獣の保護を計画的、統一的に行う

計画に盛り込まれる項目

- 鳥獣保護区・休猟区等の設定
- 鳥獣の人工増殖、放鳥獣
- 有害鳥獣駆除（許可基準）
- 狩猟の適正化（区域、期間、猟法制限）
- 鳥獣の生息状況調査

鳥獣の捕獲等の許可

【鳥獣保護管理法第9条第3項】

許可しなければならない規定（以下を確認審査）

- 捕獲目的の適合
- 鳥獣の保護上重大な支障がないこと
- 特定計画に係る「管理」に重大な支障がないこと



【都道府県鳥獣保護管理事業計画】

具体的許可基準

- 管理目的の捕獲（被害防止目的、数の調整目的）
- 保護上の重大な支障にかかる事項
- 管理上の重大な支障にかかる事項

対象者、捕獲数、期間
区域、方法、その他

・むやみにねぐらの分散をすすめる捕獲を許可しないことも、原理的には可能（また、捕獲許可に条件をつけることも可能：法第9条第5号）

鳥獣被害特措法

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

【法律の目的】 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与

農林水産大臣が被害防止施策の基本指針を作成



基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成
平成29年4月末現在、1,458市町村で策定

(具体的な措置)

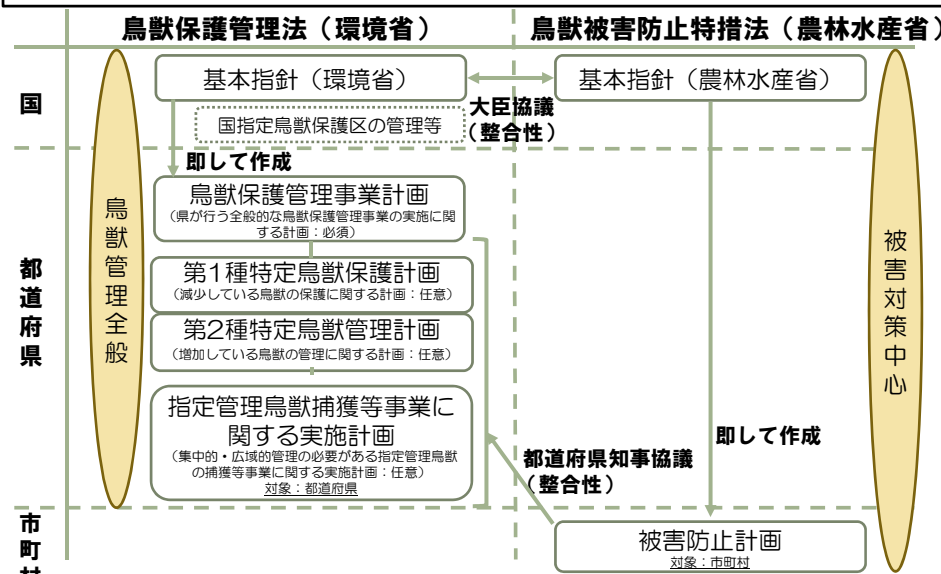
※都道府県と協議中のものを含む

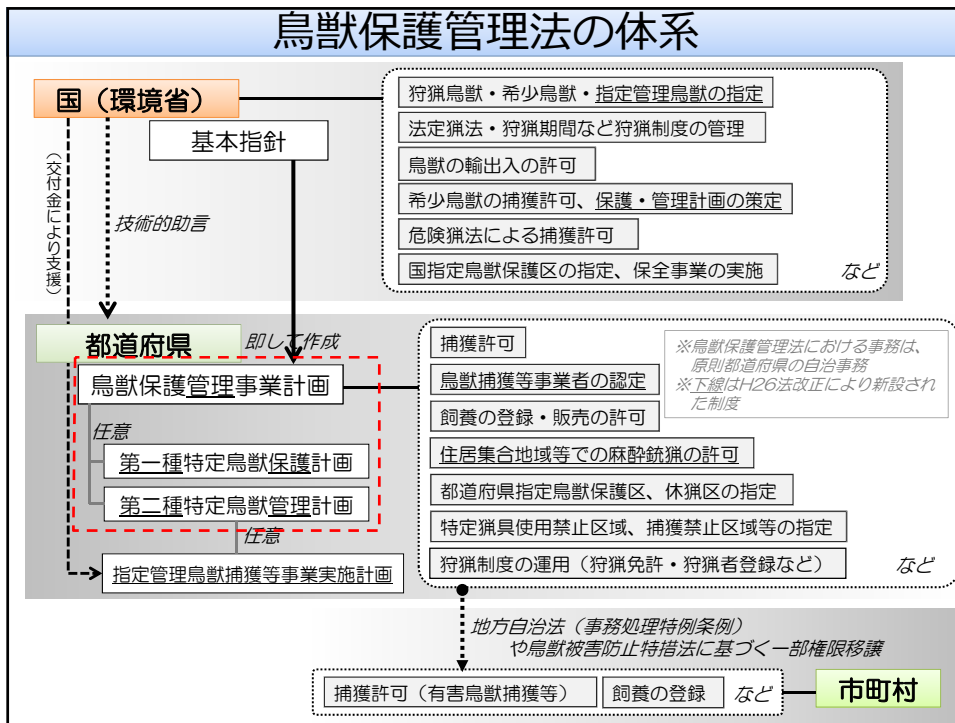
- 権限委譲：都道府県に代わって、**市町村**自ら被害防止のための鳥獣保護法の**捕獲許可の権限**を行使（権限委譲）
- 財政支援：**特別交付税の拡充**（計画作成後の駆除等の経費：交付率5割→8割）、**補助事業による支援**（捕獲・追い払い、侵入防止柵、食肉処理加工施設など）など、必要な財政上の措置
〔【農林水産省】鳥獣被害防止総合対策交付金(平成30年度予算:96.5億円 / 平成29年度補正予算12.8億円)〕
- 人材確保：鳥獣被害対策実施隊を設け（平成29年4月末現在1,140）、民間職員については非常勤の公務員とし、**狩猟税の軽減措置**、当面の間、隊員等に銃刀法の猟銃所持許可時の技能講習免除等を措置

鳥獣保護管理法と鳥獣被害特措法の連携

○鳥獣対策に関しては、環境省と農水省が関係。

○環境省は鳥獣の保護・管理に関する全般を対象に役割を果たし、農水省は農林水産業被害の対策が中心。





特定計画（平成11年改正）

森林被害、農林業被害が顕著に

シカによる剥皮状況（ウラジロモミ 栃木県日光）

シカによる高山植物への影響
（群馬県利根郡日光市藤山御前ヶ池自然公園）

被害前：2017年撮影（昭和55年6月20日撮影）

シカの剥皮による枯損木（トウヒ 奈良県大台ヶ原）

被害後：2017年撮影（2017年6月25日撮影）

特定計画

○ 著しく増加又は減少した野生鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえ、都道府県が、明確な保護又は管理の目標を設定し、総合的な対策を実施。地域個体群の長期にわたる安定的維持を図る。

計画達成のための三本柱

- **個体数管理**
目標設定を踏まえた適切な捕獲（許可捕獲の目的に、「数の調整」が加わる）や、地域の実情に応じた狩猟制限等の設定による個体数調整
- **生息環境管理**
鳥獣の採餌環境の改善等による生息環境の保全・整備
- **被害防除対策**
防護柵の設置、追い払い等の被害防除対策の実施

第二種特定鳥獣管理計画を策定した場合に可能な狩猟の特例措置

1. 捕獲等が出来る期間の延長（狩猟期間の範囲内）
2. 捕獲制限の緩和
 - ① 頭数制限（1日に1人が捕獲する頭数）を緩和
 - ② 猟法制限（くくりわなの直径12cm以下）を緩和 等
3. 特例休猟区制度の活用

特定計画の策定状況

特定計画は現在7種について策定されており、生息分布と策定状況の関係は以下のとおり。

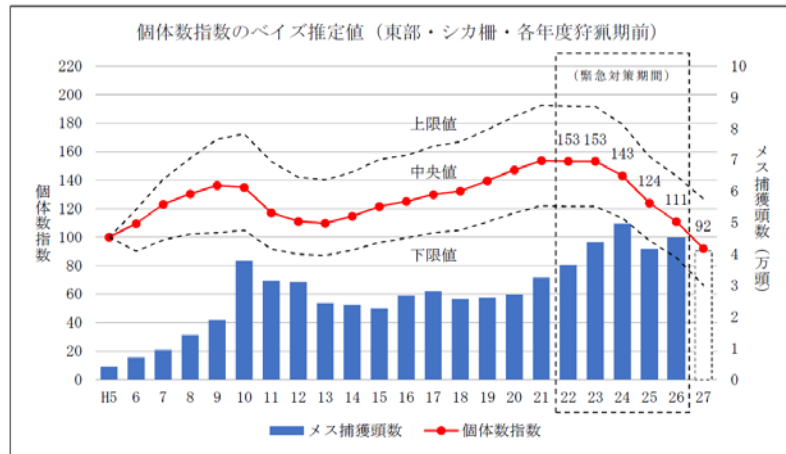
種	狩猟鳥獣	策定都道府県数		主たる分布地域の カバー割合
		第一	第二	
ニホンジカ	○		43	100%+(43/38)
イノシシ	○		42	100%(42/42)
クマ類	○	8	14	71%(22/31)
ニホンザル			25	61%(25/41)
ニホンカモシカ			8	27%(8/30)
カワウ	○		6	13%(6/46)

H30/2/21までに46都道府県、147計画が報告されている（第一種：8計画、第二種：139計画）。以下※含む。
 （※北海道はゴマアザラシ（非狩猟鳥獣）の第二種計画作成済。奈良県、鹿児島県のニホンジカ計画は2地域）
 狩猟鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ）の策定数が多く、特に、ニホンジカ及びイノシシは分布域のほとんどをカバーしている。ニホンザルについては、特に西日本での策定が進んでいない。
 H24年度より主たる種について検討会を設置し、現状や課題の評価等を実施。

特定計画の実施例

例. 北海道におけるエゾシカの管理

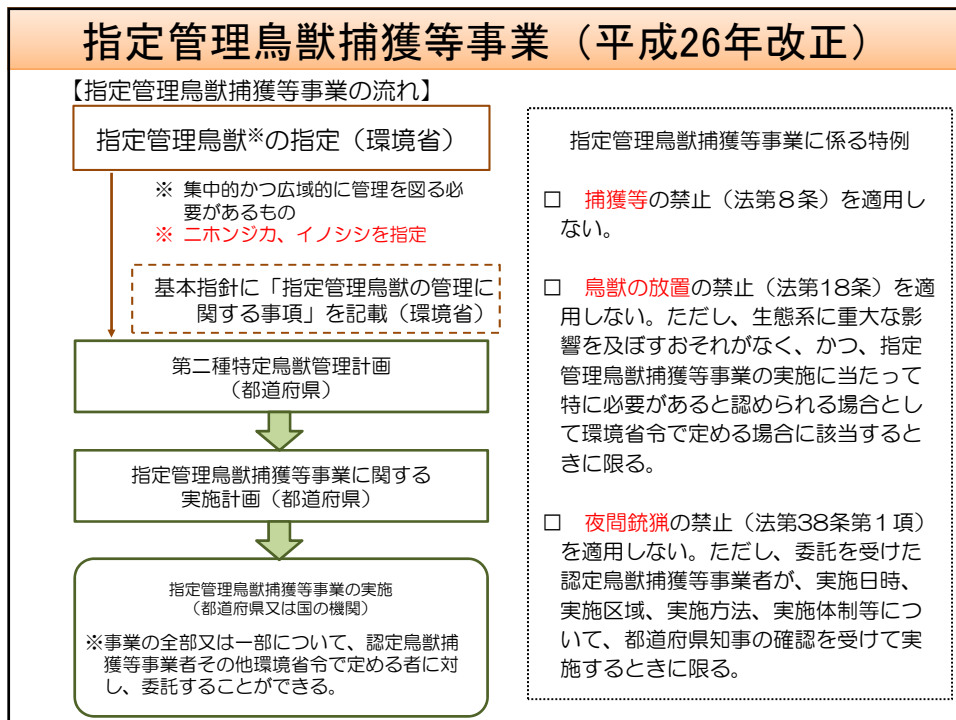
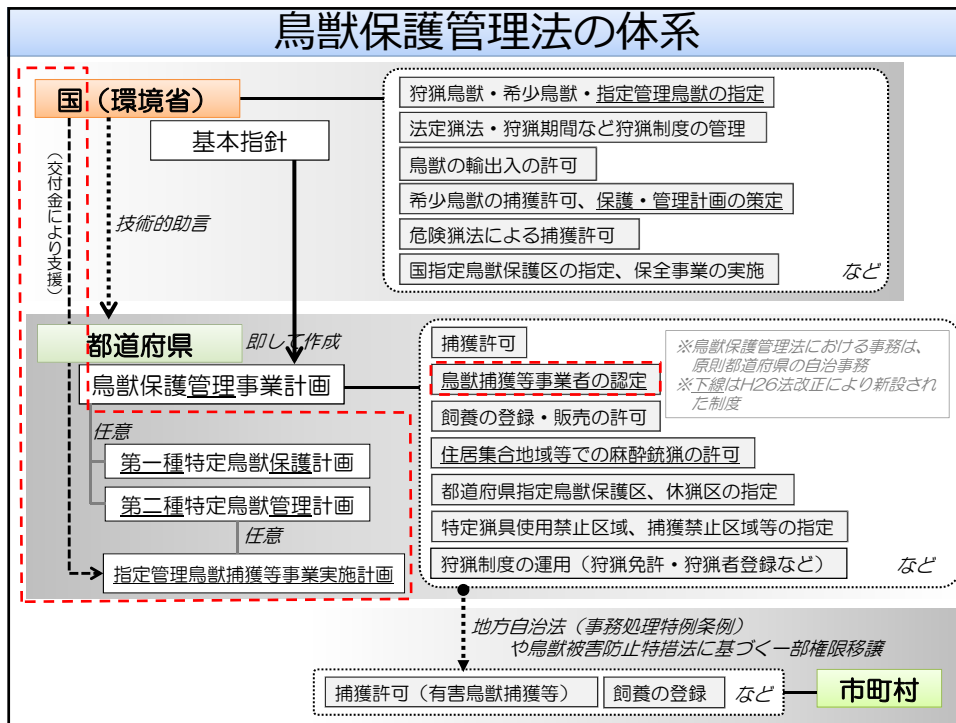
一計画的な鳥獣保護管理



カワウの捕獲数

鳥獣関係統計大正12年度（1923）～平成26年度（2014）：カワウ





指定管理鳥獣捕獲等事業の状況 (指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の予算額及び事業内容)

ア 交付金の予算額の推移

年度	26年度	27年度		28年度		29年度		30年度
予算額	13億円(補正)	5億円(当初)	5億円(補正)	5億円(当初)	7億円(補正)	8億円(当初)	7億円(補正)	8.3億円(当初)

注:26年度及び27年度補正予算は、国において次年度へ全額を繰越を行い執行を行った。

イ 事業内容の推移

	26年度(補正予算)	27年度(当初及び補正)	28、29年度(当初及び補正)	30年度当初
対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ	同左	同左	同左
交付対象	都道府県	同左	同左	同左
事業内容	モデル事業として実施 ①実施計画の策定、必要な調査 ②捕獲、搬出、処分 ③捕獲情報等の収集、分析等 ④捕獲手法等の技術開発 ⑤事業の評価、検証 ⑥認定鳥獣捕獲等事業者等の育成	①実施計画の策定、必要な調査 ②捕獲、搬出、処分 ③捕獲情報等の収集、分析等 ④捕獲手法等の技術開発 ⑤事業の評価、検証 ⑥認定鳥獣捕獲等事業者等の育成	左記の事業メニューの整理とモデル事業を追加 ①実施計画策定事業(左記欄の①、③、⑤を含む) ②捕獲等事業(左記欄の②) ③効果的捕獲事業(追加) ・効率的捕獲モデル・技術開発(左記欄の④を含む) ・市町村との連携モデル ④認定鳥獣捕獲等事業者等の育成	左記の事業メニューにジビエ利用拡大のための事業メニューを追加 ①～④同左 ⑤ジビエ利用利用拡大を考慮した狩猟者の育成(追加) ⑥ジビエ利用拡大のための狩猟支援(追加)
交付割合	9/10	1/2	・①は定額(500万上限、上限を超える部分は1/2) ・②は1/2(出荷制限のある県は2/3) ・③は定額(1千万円上限) ・④は定額(200万上限、上限を超える部分は1/2)	①～④同左 ⑤は定額(200万上限、上限を超える部分は1/2) ⑥は1頭9千円を上限とする定額(シカ・イノシシ各2頭目から)また、1処理施設あたり200万上限の定額

注1:27年度から交付金に係る都道府県負担分については、捕獲経費の8割、調査等の経費の5割が特別交付税により措置されている。

注2:26年度補正予算の交付割合は、特別交付税の対象とならないため交付割合を嵩上げ。

注3:30年度予算の交付対象のうち⑥は、衛生管理の認証等を受けた処理加工施設のある都道府県を対象とする。

指定管理鳥獣の指定

指定管理鳥獣の指定要件

- 全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の拡大している鳥獣
- 生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼす鳥獣
- 集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣

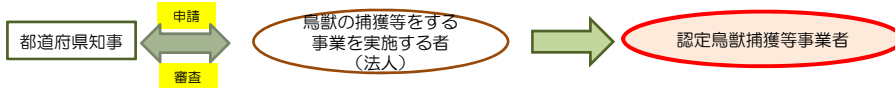
指定に当たって、当該鳥獣の生息状況や当該鳥獣による被害状況、第二種特定鳥獣管理計画の実施状況等を勘案して、全国的な観点から評価を行い、指定の必要性を判断

ニホンジカ、イノシシを指定

認定鳥獣捕獲等事業者制度

- 趣旨：主に公的な捕獲等の事業において、安全を確保して効果的な捕獲等を行い円滑な業務を実施できる担い手を育成・確保するため、鳥獣の捕獲等に専門性を有し、安全を確保して適切かつ効果的に鳥獣の捕獲等を実施できる事業者を都道府県知事が認定する認定鳥獣捕獲等事業者制度が導入された。

認定鳥獣捕獲等事業者の認定の流れ



審査事項

- ◆ 組織体制
- ◆ 安全管理体制
- ◆ 事業従事者の技能及び知識
- ◆ 事業従事者への研修（技能知識の維持向上）
- ◆ 鳥獣捕獲等事業者としての捕獲等の実績

事業者へのメリット

- 認定鳥獣捕獲等事業者の名称使用
- 法人として捕獲許可を取得（通常の許可捕獲は個人のみ）
- 銃刀法のライフル銃の所持許可への緩和
- 指定管理鳥獣捕獲等事業の夜間銃猟の実施者となれる
- 鳥獣の管理に係る目的の捕獲に従事した捕獲従事者は狩猟税免除

～認定事業者制度に期待する点

①適正かつ効率的な捕獲事業の実施

- ・安全性の高い捕獲体制
- ・事業者同士の競争による技術の向上
- ・夜間銃猟、シャープシューティング等高度な捕獲技術の活用

②捕獲事業の受託

- ・都道府県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業の受託
- ・その他捕獲事業（環境省、林野庁、市町村等）の受託

③将来的な地域の鳥獣保護管理の総合的な担い手

- ・法人による専門性の高い鳥獣捕獲の担い手の育成
- ・個人ではなく法人による捕獲技術の継承
- ・鳥獣保護管理の担い手不足の地域を補完する活動



認定鳥獣捕獲等事業者数（平成30年7月31日現在）
139事業者（40都道府県）

カワウ被害対策強化の考え方

平成26年4月23日（農林水産省・環境省）

- カワウは、ねぐら等で無計画に駆除や追い出しを行うと、群れが分散し新たなねぐら等を作り、結果的に被害が拡大。
- このため、カワウ対策は、被害を与えるねぐら等を把握し、そのねぐら等の個体数管理と被害地での被害防除活動を組み合わせながら、計画的に進めることが必要。
- 被害地から半径15km以内のねぐら等の分布管理と、それらを利用するカワウの個体数管理を進め、**被害を与えるカワウの個体数**を10年後（平成35年度）までに半減。
- 目標達成に向けて、都道府県単位での被害状況の把握と被害対策の計画作成を推進するとともに、被害状況を踏まえ、広域連携による被害対策を推進。

広域管理・広域協議会

○ 単独の都道府県による特定計画の作成と実施だけでは安定的な地域個体群の維持や十分な被害対策が望めない場合には、国は都道府県と連携してこれまでの取組事例を踏まえ、広域指針の作成に努める。

○ 関東ブロック

H17.4 関東カワウ広域協議会設立
H17.11 関東カワウ広域指針作成
H25.3 広域指針改訂

【参加団体等】

国（環境省、水産庁、国交省）
関係11都県

○ 中部・近畿ブロック

H18.5 中部近畿カワウ広域協議会設立
H19.3 中部近畿カワウ広域指針作成
H24.4 広域指針改訂

【参加団体等】

国（環境省、水産庁、国交省）
関係15府県

○ 中国四国ブロック

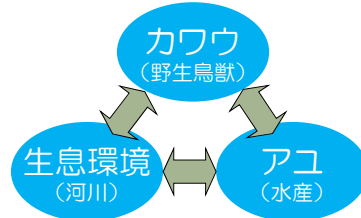
H26.7 中国四国カワウ広域協議会設立
H27.8 中国四国カワウ広域指針作成

【参加団体等】

国（環境省、水産庁、林野庁、農水省）
関係9県

○ 東北ブロック

H29.11 東北カワウ広域協議会準備会



広域管理・広域協議会

広域管理における課題

【自治体毎の状況・関係者の意識の違い】

- ・ 被害状況
- ・ カワウの管理に係る考え方の違い
- ・ カワウ対策の優先順位、等

【広域の取組の必要性・メリットに対する理解】

- ・ なぜ広域でしなければならないのか。
- ・ 連携して何に取り組むか。その結果どうなるのか。

(案)：情報共有

一斉モニタリング

一斉追い払い

トライアルエリア

広域管理・広域協議会

広域協議会の役割

【情報の収集・共有】

- 他都道府県のカワウの生息状況の確認
- 優良な取組事例の収集

【広域的な管理指針の策定】

- 広域的な観点からの基本方針の決定
- より効果的な対策の実施

【統一手法による調査方法の周知】

- 管理の基礎情報の精度の統一

【モニタリング結果の統合・評価】

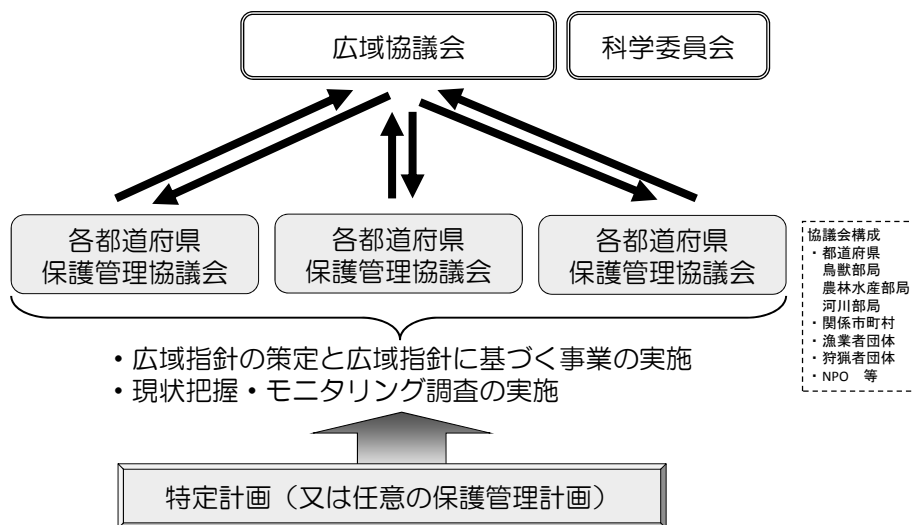
- 情報の統合・提供、広域的な観点からの評価

【広域指針の見直し】

- モニタリング結果を踏まえた見直し

広域管理・広域協議会

広域管理の体制



(参考) 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン、
種毎の保護及び管理レポート

○ 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン：
特定計画を策定する際の具体的な進め方や、保護及び管理の目標設定の考え方を示したガイドライン。

○ 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン

ニホンジカ編、イノシシ編、ニホンザル編、クマ類編、カモシカ編
(パンフレット「ニホンザルの計画的な管理のために」)

○ 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン及び保護管理の手引き

カワウ編(パンフレット「カワウの被害が減っていく計画が導く確かな管理へ」)
・ニホンジカ、ニホンザルについて、H27改訂
・クマ類について、H28改訂に向けH27から検討中(「改訂のポイント」をHPにアップ中)

○ 種毎の保護及び管理レポート：
保護及び管理を進める上で特に重要な課題に関する分析や最新の知見・技術を収集しとりまとめたレポート。

○ 保護及び管理に関するレポート (H24～)

ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、クマ類、カワウ
・毎年度作成し、都道府県へ配付

・環境省HP(野生鳥獣の保護及び管理) <http://www.env.go.jp/nature/choju/index.html>

鳥獣プロデータバンク

登録者に期待される役割

【計画する】 計画の策定に助言する。	鳥獣保護管理プランナー
【現場で管理する】 現場において捕獲や被害防止対策の指導を行う。	鳥獣保護管理 捕獲コーディネーター
【調べる】 必要なモニタリングや調査をする。	鳥獣保護管理 調査コーディネーター

